

仕様書

1. 概要

- (1) 件名 川越市上下水道局庁舎で使用する電気
- (2) 需要場所 埼玉県川越市三久保町20番地10
- (3) 業種 水道業
- (4) 契約期間

令和9年3月1日午前0時から令和10年2月29日午後12時まで

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。

この契約の締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。

2. 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式および蓄熱式負荷設備の有無

- 1) 供給電気方式 交流3相3線式
- 2) 供給電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- 3) 計量電圧（標準電圧） 6,000ボルト
- 4) 標準周波数 50ヘルツ
- 5) 供給方式 1回線方式
- 6) 蓄熱式負荷設備の有無 無

- (2) 予定契約電力および予定使用電力量

- 1) 予定契約電力 入札価格設定上の契約電力は別紙1のとおりとする。

ただし、実際の取引においては、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前月11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- 2) 予定使用電力量 別紙1のとおりとする。

ただし、気象条件や社会経済条件によって増減する可能性があるため、予定使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができるものとする。

(3) 電力量等の検針

- | | |
|--------------|------------------|
| 1) 自動検針装置 | 有 |
| 2) 電力会社の検針方法 | 遠隔自動検針 |
| 3) 計量器の構成 | 電力需給用複合計器（通信機能付） |

(4) 需給地点

需要場所における上下水道局の施設した第1号柱上の一般送配電事業者の架空引込線と上下水道局の開閉器電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

3. 入札に関する事項

(1) 川越市電力の調達に係る環境配慮指針

- 1) 本件は、「川越市電力調達に係る環境配慮指針」（以下、「本指針」という。）の適用対象である。
- 2) 本件の入札に参加するためには、本指針に定める所定の手続きを行い、入札の参加資格を得る必要がある。

(2) 入札金額の積算

- 1) 入札書に記載する金額は、消費税等相当額（消費税及び地方消費税の額）を含まない金額とし、別紙1に記載の予定使用電力量により各月ごとに料金を算定し、全ての月の総計（1年間）を合計した総額を記入すること。
- 2) 落札者は、落札後速やかに入札金額積算内訳書を提出すること。
- 3) 一切の諸費用を含めた金額を算定すること。
- 4) 力率は100パーセントとし、力率割引割増を考慮すること。
- 5) 入札金額には、燃料費調整額（燃料費調整及び市場価格調整）、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しない。
- 6) 入札金額積算内訳書には、各社において設定する契約電力に対する年間を通しての単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（月別に異なる単価を使用する場合はそれぞれの単価）を記載する（端数は小数点以下第3位で四捨五入する）。
- 7) 常時電力基本料金、電力量料金及び総計等は消費税等相当額を含まない金額とする。
- 8) 各月の総計に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

4. 契約書の締結について

- (1) 契約書は、仕様書に基づき記載内容を協議により決定し、締結するものとする。
なお、その際、契約書（案）を提示することは可能とする。

- (2) 契約締結後の契約単価の見直しは、原則認めない。
- (3) 法令改正等の理由により契約書の内容を変更する際は、協議の上、対処するものとする。
- (4) 運用申合書等については、契約締結後に協議の上、締結する。

5. 電気料金の算定

月毎の電力供給における料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次のとおりとする。

- (1) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

6. 料金の支払い

- (1) 月払いとする。
- (2) 1月毎に使用電力実績により料金を算出し、請求書を提出するものとする。
当該請求書が適法であることが認められる場合、発注者の支払い手続き事務を経た後、請求書受領日より30日以内にその電気料金を支払うものとする。
- (3) 料金請求は、書面によるものとし、原則、直接持参又は郵送とする。
- (4) 請求書の様式は、インボイス制度に対応した様式とする。
- (5) 請求書には基本料金、使用電力量料金、燃料費調整額（燃料費調整及び市場価格調整）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税等相当額等の内訳を記載し、請求根拠を明確にすること。その他詳細については、協議の上決定する。
- (6) 燃料費調整制度については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（高圧：2026年4月1日実施）のベーシックプランで適用される燃料費調整及び市場価格調整を適用する。
- (7) 請求時の単価は税込み価格を可とする。ただし、請求総額の内、消費税等相当額分を明記するものとする。

7. 特記事項

- (1) 供給に必要となる機器の設置及び運用に係る経費については、全て受注者の負担とする。
- (2) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (3) 太陽光発電設備は有していない。
- (4) 非常用発電設備 1 台（35 キロボルトアンペア）を有している。
- (5) 月別使用電力量、最大需要電力及び力率の実績は、別紙 2 のとおり。
- (6) 発注者の求めに応じ、計量月報（30 分電力量が分かるもの）を電子データで提供すること。
- (7) この契約により生ずる権利又義務を第三者譲渡し承継させることは認めない。
- (8) 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び契約書、仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款（高圧：2026 年 4 月 1 日実施）のベーシックプランに定める供給条件による。

8. その他

この仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するものとする。

月別予定使用電力量
(令和9年3月～令和10年2月)

年月	区分	予定契約電力 (キロワット)	予定使用電力量 (キロワット時)	予定力率 (パーセント)
令和9年	3月	42	8,000	100
令和9年	4月	42	8,500	100
令和9年	5月	42	7,300	100
令和9年	6月	42	8,400	100
令和9年	7月	42	7,500	100
令和9年	8月	42	9,000	100
令和9年	9月	42	8,200	100
令和9年	10月	42	7,700	100
令和9年	11月	42	7,100	100
令和9年	12月	42	7,800	100
令和10年	1月	42	7,800	100
令和10年	2月	42	9,100	100
合計		—	96,400	—

※ 令和8年5～7月にかけてLED化工事を実施したため、予定使用電力を下回る可能性があります。

月別使用実績(使用電力量・最大電力・力率)
(令和7年8月～令和8年7月)

年月	区分	契約電力 (キロワット)	最大電力 (キロワット)	総使用電力量 (キロワット時)	力率 (パーセント)
令和7年	8月	43	40	8,929	100
令和7年	9月	42	40	8,161	100
令和7年	10月	40	40	7,668	100
令和7年	11月	40	37	7,082	100
令和7年	12月	40	38	7,707	100
令和8年	1月	42	42	7,758	100
令和8年	2月	42	39	9,051	100
令和8年	3月	42	40	7,974	100
令和8年	4月	42	37	8,431	100
令和8年	5月	42	34	7,231	100
令和8年	6月	42	37	8,343	100
令和8年	7月	42	33	7,450	100
合計				95,785	